

1. 生涯現役地域づくり環境整備事業とは



<自治体さん>

早速ですが教えてください！そもそも「生涯現役地域づくり環境整備事業」とはどんな事業なんですか？

はい！お答えします！環境整備事業は各地域における高年齢者等の雇用・就業機会を創出し、生涯現役社会の実現に向けた基盤整備を支援する委託事業です！



<厚労さん>

生涯現役地域づくり 環境整備事業の実施!!



《抱える課題》

- ・ 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- ・ 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- ・ 特定分野において人手不足状態が顕著

《事業効果》

- ・ HP展開による地域内企業のアピール！
- ・ セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- ・ 総合窓口における丁寧な相談対応の実施！
- ・ 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上！
- ・ 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2. 環境整備事業ではどんなことができるの？〈全体編〉



高齢化が進む自治体にとって大切な事業ですね。費用や期間は怎么样了らうでしょうか？

〈自治体さん〉

環境整備事業は委託事業として、都道府県労働局と委託契約を締結し様々な取組を実施しますが、気になる費用等のポイントは次の通りです。



〈厚労さん〉

～ 環境整備事業 **3**つのポイント ～



1

実施費用

実施費用は委託費として
国が全額負担します！

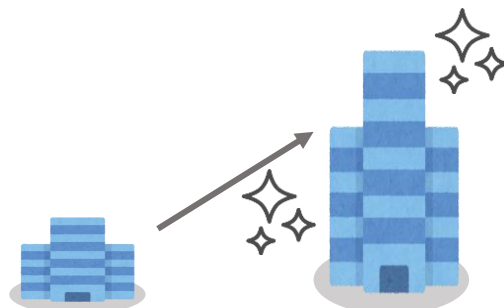
(上限1,750万円／年度(※))



2

実施期間

実施期間は
最大で3年度間！



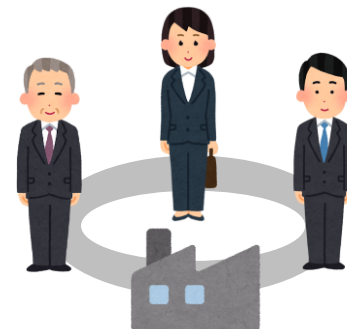
十分な実施期間による
取組の深化・拡大



3

支援対象者

高齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等**幅広く支援対象者を設定**可能！



(※) 2年度目以降は加算金を含めた額

3. 環境整備事業ではどんなことができるの？〈取組内容編〉



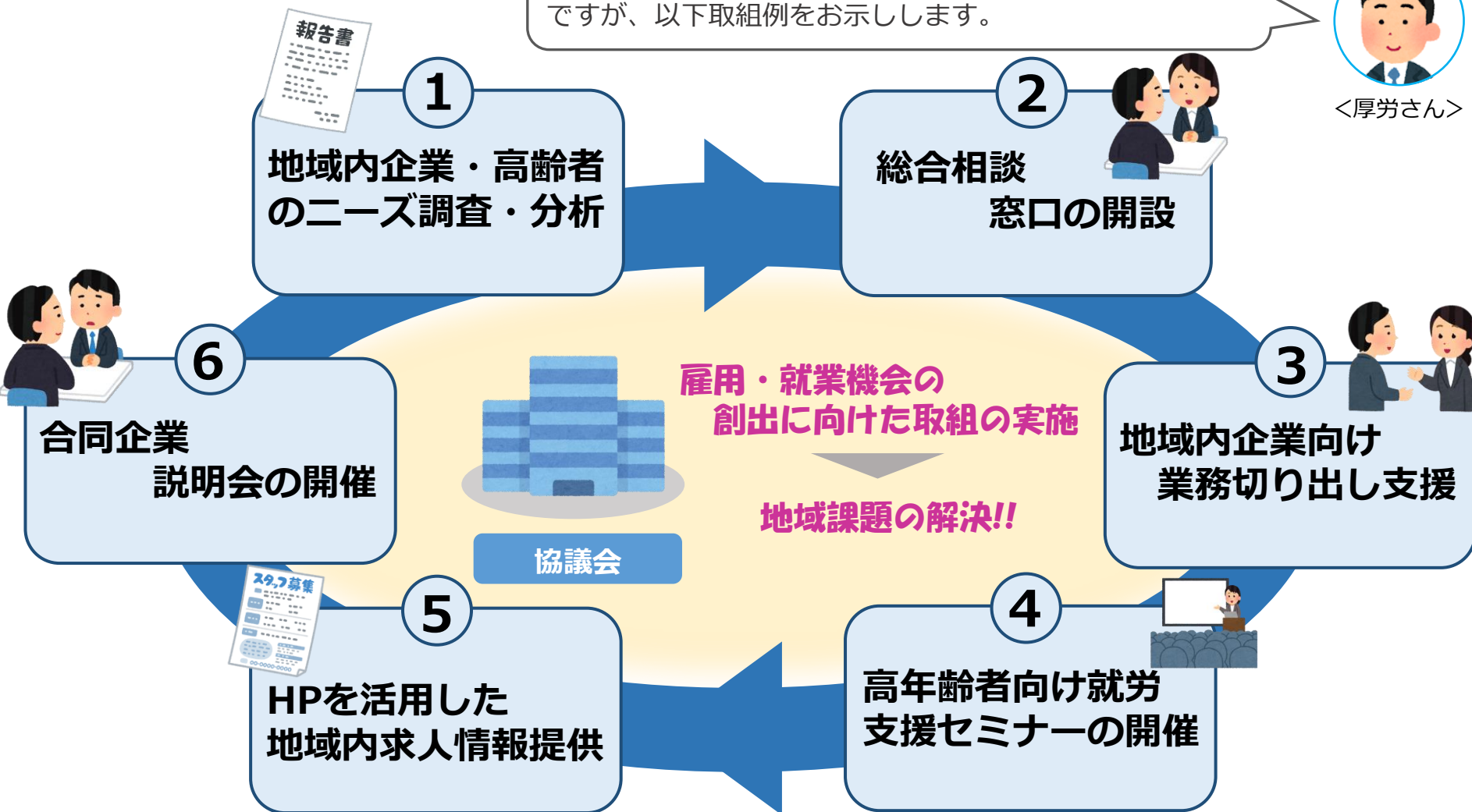
〈自治体さん〉

国の支援を受けながら、地域課題解決に向けてじっくり取り組めるといことですね！具体的にはどんな取組が可能ですか？

その内容は一律に定まっておらず、地域独自にコーディネートが可能です！創意工夫ある取組を実施いただきたいですが、以下取組例をお示しします。



〈厚労さん〉



4. 協議会はどうやって設立すればいいの？



実施するのは自治体そのものではなく協議会となっていますが、協議会はどのように設立すれば良いのですか？

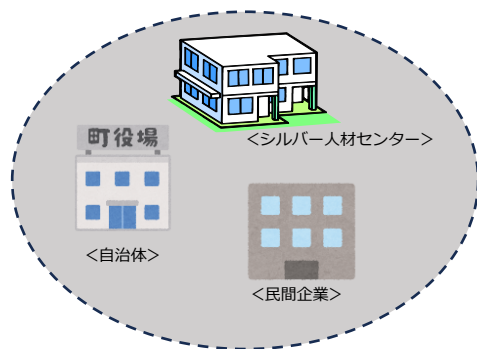
<自治体さん>

地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、事業実施にあたって必要なメンバーを構成員として追加等していただき、高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として位置付けていただきます。

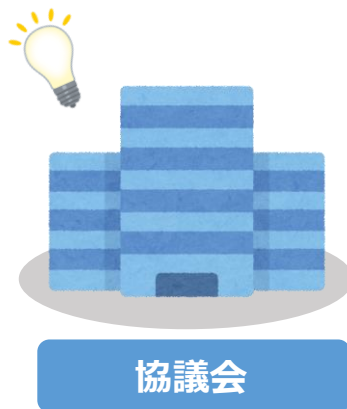


<厚労さん>

関連団体



ON!!



協議会

CHECK!!

高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として位置付けるに当たって、特別な届出等の手続きは不要です。協議会規程等を整備のうえ、適切に事業を実施できる環境を整えていただければと思います。
なお、協議会構成員に自治体が含まれることが必須条件です。



NEW!!

令和7年度募集より

協議会設立方法について、既存プラットフォームを元に設立する以外にも、**高齢者施策（本事業）に取り組む協議会を新規で立ち上げ、必要と判断する関連団体を構成員に含める方法も可とします。**

(例) 地域再生法に基づく推進協議会
重層的支援体制整備事業実施計画
検討のための協議会

既存プラットフォーム

5. どうやって応募すればいいの？（その1）



<自治体さん>

是非応募してみたいと思うのですが、応募までの流れを教えてください。

まずは地域の課題を整理しましょう。
その上でどのような取組を行うか、必要となる構成員も検討の上、協議会を設立し、構想を事業構想としてまとめましょう。



<厚労さん>

《地域課題の整理～事業構想提案書の作成》

④ 事業構想 提案書の作成

平行して協議会
構成員の検討

③ 事業内容の設定

② 支援対象者の設定

① 地域課題の整理 及び 重点業種の設定

POINT

検討した内容等に基づき事業構想提案書を作成（必要経費等の算出も必要）

POINT

実際にどのような事業内容により事業を実施するか、具体的支援策を設定

POINT

高年齢者以外の地域内に潜在する労働力等の活用も含めて支援対象者を設定

POINT

地域内の雇用、福祉等の課題を整理し関連する重点業種を設定

6. どうやって応募すればいいの？（その2）



<自治体さん>

事業構想提案書を中心に資料を作成した後の流れを教えてください。

環境整備事業は企画競争により実施地域を決定します。事業構想提案書等必要資料を提出いただいた後、プレゼンを実施、採点結果により採択となった場合、委託契約を締結し、事業を開始します。



<厚労さん>

《応募～事業開始までの大まかな流れ》

協議会は設立準備会でも可

正式に協議会を設立する必要あり

（事業構想等の検討）

公示期間内に企画書一式を提出

プレゼンの実施

事業構想について10分程度のプレゼンの後質疑応答を実施します。プレゼンでは是非熱意を伝えていただければと思います。



プレゼン結果の受理

委託契約締結に向けた準備
（採択となった場合）

環境整備事業
開始!!



7. 終わりに



<自治体さん>

環境整備事業のことがよく分かりました！私の町でも応募できるように、福祉関連課室と産業関連課室で連携して、事業構想を考えてみたいと思います！

ありがとうございます！環境整備事業は**毎年度実施地域（協議会）の募集**を行っています。詳細は厚生労働省及び都道府県労働局のHPにおいて公開しますので、随時チェックしていただけると幸いです。また、事業構想策定に当たり、不明な点等がございましたら、生涯現役地域づくり環境整備事業相談窓口またはお近くの都道府県労働局までお問い合わせください。



<厚労さん>



生涯現役社会の実現に向けた 第一歩を踏み出しましょう!!

更なる事業詳細はこちらご参照ください

To Be Continued...

生涯現役地域づくり環境整備事業相談窓口及び都道府県労働局のお問い合わせ先は、HPよりご確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html



(※) 本資料は令和7年度募集内容を元に作成しています。